

障がい者就労支援セミナー

改正障害者雇用促進法のポイント

愛知労働局 職業安定部

職業対策課長 大久保 欣史

2018.2.26

愛知県における障害者の雇用状況

障害者の雇用状況(平成29年6月1日現在)

【概況】

- ◆ 実雇用率 : 1.89% (対前年比+0.04 P)
- ◆ 法定雇用率達成企業割合 : 48.6% (対前年比+ 1.4 P)

【全国の状況】

- ◎ 実雇用率 : 1.97% (対前年比+0.05 P)
- ◎ 法定雇用率達成企業割合 : 50.0% (対前年比+ 1.2 P)

- ⇒ 実雇用率、法定雇用率達成企業割合は過去最高を更新。
⇒ しかしながら、実雇用率、法定雇用率達成企業割合ともに、全国値を下回る状況。
(実雇用率の全国順位は、47都道府県中46番目。)

【企業規模別の状況】

企業規模	実雇用率 (愛知)	実雇用率 (全国)	達成企業割合 (愛知)	達成企業割合 (全国)
50 ~ 100人未満	1.35%	1.60%	44.8%	46.5%
100 ~ 300人未満	1.66%	1.81%	53.0%	54.1%
300 ~ 500人未満	1.77%	1.82%	44.4%	45.8%
500 ~ 1000人未満	1.82%	1.97%	42.5%	48.6%
1000人以上	2.18%	2.16%	67.6%	62.0%

- ⇒ 企業規模「500～1000人未満」では実雇用率、達成企業割合ともに前年を下回った。それ以外の企業規模については実雇用率、達成企業割合ともに前年より上回っている。
⇒ 企業規模「1000人以上」では全国値を実雇用率、達成企業割合ともに上回っているが、それ以外の規模については全国値を下回っている。実雇用率は企業規模が小さくなるにつれ全国値との乖離が大きくなっている。

【産業別の状況】

産業別	実雇用率 (愛知)	実雇用率 (全国)	達成企業割合 (愛知)	達成企業割合 (全国)
製造業	1.97 %	2.02 %	55.8 %	57.4 %
情報通信業	1.51 %	1.66 %	32.1 %	28.8 %
運輸業、郵便業	1.90 %	2.04 %	58.4 %	55.8 %
卸売・小売業	1.72 %	1.78 %	37.2 %	39.6 %
生活関連サービス業・娯楽業	1.43 %	2.15 %	37.3 %	43.0 %
医療福祉	2.22 %	2.50 %	57.2 %	63.0 %
サービス業	1.73 %	1.95 %	46.2 %	47.1 %

- ⇒ 実雇用率は「情報通信業」、「生活関連サービス業・娯楽業」が低く、達成企業割合は「情報通信業」、「卸売・小売業」、「生活関連サービス業・娯楽業」が低い。
- ⇒ 「卸売・小売業」は実雇用率、達成企業割合ともに前年を下回り、「生活関連サービス業・娯楽業」は達成企業割合が前年を下回った。
- ⇒ 「生活関連サービス業・娯楽業」の実雇用率は全国値から大きく下回っている。

平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

留意点

①

対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

留意点

②

平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。
※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

1. 精神障害者である短時間労働者に関するカウント方法

精神障害者である短時間労働者であって、新規雇入れから3年以内の者又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者に係る雇用率のカウントにおいて、平成35年3月31日までに雇い入れられた者等については、1人をもって1人とみなすこととする。(現行は1人をもって0.5人とみなしている。)

<留意事項>

・退職後3年以内に、同じ事業主(※)に再雇用された場合は、上記の対象とはしない。

※ 子会社特例、関係会社特例、関係子会社特例又は特定事業主特例の適用を受けている事業主の場合は、これらの特例の適用を受けている、当該事業主以外の事業主を含む。

・発達障害により知的障害があると判定されていた者が、その発達障害により精神障害者保健福祉手帳を取得した場合は、判定の日を、精神保健福祉手帳取得の日とみなす。

2. 平成25年改正法に伴う規定の整備

平成25年改正により精神障害者の雇用が義務化されたことに伴い、精神障害者を雇用した場合は、身体障害者又は知的障害者を雇用したものとみなす特例を定めた規定の削除や、「対象障害者」という定義への転換等、所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日

平成30年4月1日